令和８年（フ）第１９２２号
大阪市住吉区長居東２丁目１番21―402号
破産者　比嘉　勇人
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５５１号
代替住所Ａ（旧住所　大阪市東成区東小橋２丁目８番４―405号）
破産者　野川　忠章（法定代理人補助人廣政純一郎）
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７３号
鹿児島市広木１丁目21番11号　エーデルハイム久保205号
破産者　岩坪　亮平
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４３６号
大阪市此花区酉島１丁目９番17号
破産者　伊藤組道路株式会社
異議申述期間　令和８年12月８日まで
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3029号
大阪府八尾市植松町二丁目６番11号
清算株式会社　株式会社からここマーケット
代表清算人　　小林　雅代
１　決定年月日　令和8年10月6日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１２号
東京都町田市原町田６－９－８アエタ町田４階
清算株式会社　株式会社アングラーズ
代表清算人　　若槻嘉亮
１　決定年月日　令和８年１０月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第1001号
長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　荒　井　雄　彦
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００４号
名古屋市東区東桜１丁目１０番９号
清算株式会社　　ＣＪ株式会社
代表清算人　　小栗徳丸
１　決定年月日　令和８年９月３０日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者Ｅを除く別紙記載の協定債権者（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者に対して、下記記載の金額を弁済する。
記
協定債権者Ａ　　金581,266円
協定債権者Ｂ　　金535,304円
協定債権者Ｃ　　金8,652円
協定債権者Ｄ　　金22,053円
２　本協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各本協定債権者から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
３　協定債権者Ｅは、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

（別紙）
協定債権者目録
協定債権者Ａ　愛知県信用保証協会
協定債権者Ｂ　名古屋市信用保証協会
協定債権者Ｃ　一般社団法人サービスデザイン推進協議会
協定債権者Ｄ　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
協定債権者Ｅ　小栗徳丸
以上

令和８年（ヒ）第４号
徳島県徳島市佐古八番町２番１０号
清算株式会社　株式会社ラウドネス
代表清算人　吉岡　祐子
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金総額から特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお各協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
徳島地方裁判所民事部

（別紙）
協定債権者一覧
株式会社三菱ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社日本政策金融公庫
株式会社高知銀行
株式会社香川銀行
徳島県信用保証協会

令和８年（ヒ）第２７号
さいたま市南区神明１丁目１番４号
清算株式会社　株式会社エコ・テクノ・ジャパン
代表清算人　山口　壽夫
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、その債権額を全額放棄する。
２　清算人は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
さいたま地方裁判所第３民事部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第９号
千葉県柏市十余二３４８番地
開始前会社　昭和ホールディングス株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区八丁堀四丁目１番３号　宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階　岩崎法律事務所　弁護士　岩崎　晃
令和８年１０月１日
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における保全管理命令取消

令和８年（ミ）第６号
千葉県柏市十余二３４８番地
開始前会社　昭和ホールディングス株式会社
主文　令和８年7月１７日にした保全管理命令を取り消す。
令和８年１０月１日
東京地方裁判所民事第２０部